

厚生労働省令第百四号

建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号、第八条第三項及び第十二条の六第一項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第三条第一項第一号、第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ、第二十六条第二号イ及びロ、第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ、第二十九条第三号イ及びロ並びに第五号ロ並びに第三十条第二号イ及びロの規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号に規定する講習会等を指定する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号に規定する講習会等を指定する省令

（法第七条第一項第一号の講習会等の指定）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下、「法」という。）第七条第一項第一号に規定する講習会として、次の者が行う当該講習会を指定する。

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|----------------|-------------------|-------------|
| 財団法人ビル管理教育センター | 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号 | 昭和四十六年二月十五日 |

（指定試験機関の指定）

第二条 法第八条第三項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|----------------|-------------------|-------------|
| 財団法人ビル管理教育センター | 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号 | 昭和六十年三月二十三日 |

（指定団体の指定）

第三条 法第十二条の六第二項に規定する指定団体として、次の表の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる者を指定する。

| 事 業 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|---------------------|-------------------|--------------------|--------------|
| 法第十二条の二第一項第一号に掲げる事業 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和五十八年四月二十六日 |
| 法第十二条の二第一項第四号に掲げる事業 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和六十年四月一日 |
| | 社団法人全国建築物飲料水管理協会 | 東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号 | 昭和六十年四月一日 |
| 法第十二条の二第一項第五号に掲げる事業 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和五十八年四月二十六日 |
| | 社団法人日本ベストコントロール協会 | 東京都中央区東日本橋三丁目二番六号 | 昭和五十八年四月二十六日 |

| | | | |
|---------------------|------------------|--------------------|--------------|
| 法第十二条の二第一項第六号に掲げる事業 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和五十八年四月二十六日 |
|---------------------|------------------|--------------------|--------------|

(機器を較正する者の指定)

第四条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号の表の第一号の下欄に規定する厚生労働大臣の指定する者として、次の者を指定する。

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|----------------|-------------------|-------------|
| 財団法人ビル管理教育センター | 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号 | 昭和五十年二月二十六日 |

(清掃作業の監督を行う者に係る講習等を行う者の指定)

第五条 規則第二十五条第二号イ及びロ、第二十六条第二号イ及びロ、第二十八条第四号イ及びロ、第二十九条第三号イ及びロ並びに第三十条第二号イ及びロに規定する講習又は再講習として、次の者が行う当該講習又は再講習を指定する。

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|----------------|-------------------|------------|
| 財団法人ビル管理教育センター | 東京都千代田区丸の内二丁目七番三号 | 昭和五十六年三月十日 |

(清掃作業に従事する者に係る研修等を行う者の指定)

第六条 規則第二十五条第三号ロ、第二十八条第五号ロ及び第二十九条第五号ロに規定する研修を行う者として、次の表の第一欄に掲げる研修の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる者を指定する。

| 研 修 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 の 日 |
|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|
| 規則第二十五条第三号ロに規定する研修 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和五十八年四月二十六日 |
| 規則第二十八条第五号ロに規定する研修 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和六十年四月一日 |
| | 社団法人全国建築物飲料水管理協会 | 東京都港区虎ノ門二丁目九番地十四号 | 昭和六十年四月一日 |
| 規則第二十九条第五号ロに規定する研修 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 | 東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号 | 昭和五十八年四月二十六日 |
| | 社団法人日本ベストコントロール協会 | 東京都中央区東日本橋三丁目二番六号 | 昭和五十八年四月二十六日 |

附則

この省令は、公布の日から施行し、本則の表の各項の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の各項の下欄に掲げる日（第三条及び第六条にあっては、同表の各項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の各項の第四欄に掲げる日）から適用する。